

だまされ しないで!

足立区消費者センター ▲ ADACHI CITY

10号
通信

相談専用：03-3880-5380

相談時間：平日午前9時～午後4時45分

令和元年11月10日発行

梅田 7-33-1 エルソフィア 2階
☎ 03-3880-5385

急
増
中

投資などの金融商品・化粧品の勧誘

「お金がない」では断れない

事例

友人に誘われてお金稼ぎに使える情報商材の講習会に行った。商材は約50万円と高額であり、「お金がない」と伝えたところ「**みんな借金して契約している。儲かるからすぐ返済できる**」と言われ、断りきれずクレジットカードの分割払いで契約した。

その後、その商材で色々やってみたものの結局儲からず、借金を背負うことになった。



絶対儲かる商品だよ

すぐに返済できるから大丈夫



©KANAGAWA2013

対策

1

きっぱりと
断る!

はっきりと断らないと様々な手法で勧誘してきます。「お金がない」はお金の工面ができれば契約すると取られます。

望まない契約には

「いりません」「やめます」

「契約しません」と伝える。

2

余裕がない
借金はしない!

お金がないと言っても「絶対に儲かる投資商品」などとして、借金やクレジットカードで契約させようとしています。

投資は儲かるかどうかは不確実です。

利益がでなければ、借金が残ります。

不安に
思ったときは

足立区消費者センターにご相談ください。